

宮崎県指定構造計算適合性判定機関委任基準

平成 27 年 5 月 11 日
県土整備部建築住宅課

第 1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定により宮崎県知事が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に法第 6 条の 3 第 1 項及び第 18 条第 4 項の構造計算適合性判定を行わせること（以下「委任」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成 27 年 3 月 2 日国住指第 4540 号）において使用する用語の例による。

第 3 委任要件

判定機関で委任を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- 1 申請者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - 一 この基準の施行日の前日に宮崎県知事が指定した判定機関であった者
 - 二 九州各県のいずれかに判定業務を行う事務所を有する者
- 2 申請者は、委任の申請をする際に次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 一 法第 77 条の 35 の 16 に規定する監督命令を受け、当該命令に対する改善措置が完了していない者
 - 二 法第 77 条の 35 の 17 第 3 項又は法第 77 条の 35 の 19 第 3 項に規定する停止命令を受けている者
- 3 宮崎県内全域を業務区域とすること。
- 4 原則として、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した判定の全てに対応できる環境を整備していること。
- 5 判定に係る手数料は、使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）別表 2 第 393 の 2 号に定める額相当であること。

第4 委任手続

知事は、委任の申請に必要な事項について、宮崎県構造計算適合性判定機関募集要領に定めるものとする。

第5 委任の取消し等

知事は、判定機関が委任基準に適合していないと認める場合には、その委任を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年9月18日から施行する。